

(平成二十年度の主な洋上救急事例)

一 平成二十年四月 東京都硫黄島から南方約八〇海里で、鮪延縄漁船の乗組員一名が操業中体調不良を訴え、言葉がもつれる状態となつたため、医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、海上自衛隊に災害派遣を要請し硫黄島を中継地として洋上救急を実施した。海上保安庁羽田航空基地のジェット機（LAJ五〇二）に医師二名が同乗し羽田空港を出発。一方、自衛隊硫黄島基地隊へり

二 平成二十年五月 室戸岬灯台の南西方約四九海里で、貨物船の乗組員一名が梯子から足を滑らせ船倉下に転落した。意識はあるが、身動きできない状態となり、代理店から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、関西空港海上保安航空基地のヘリ（MH六八八）に機動救助十三名を同乗させ関西空港を出発させた。同ヘリには、途中、高知空港において医師二名が同乗し、洋上で該船から患者を吊上げ収容し医師による治療を実施しつつ高知空港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

三 平成二十年五月 沖縄県残波岬灯台から北西方約一三二海里で、貨物船の乗組員一名が作業中に鉄板に足を挟ませ負傷。骨が露出し、出血が止まらない状態となつたため医療助言を受け、代理店を

洋上救急事業は、昭和60年10月に開始されてから23年を経過しました。昨年11月末までに延べ659件、687名の患者に対応しています。これらの事案に対しては、医療機関や海上保安庁、自衛隊の多大の協力と洋上救急センター地方支部等関係者の連携により円滑に遂行されています。今回は、平成20年度の主な事例を紹介します。

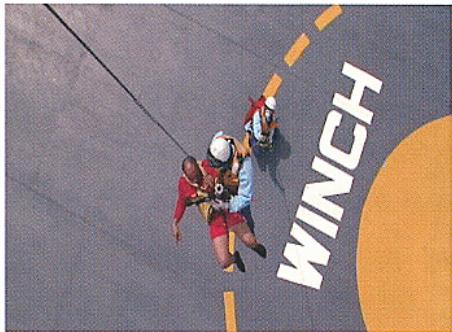
四 平成二十年六月 北大東島の東北東方約二〇〇海里で、原油タンカーの乗組員一名が腹痛を訴えたため医療助言を受け、代理店を通じて船長から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、那覇航空基地のヘリ（MH九六〇）に降下員二名を同乗させ、那覇空港を出発させた。一方、那覇航空基地の飛行機（LA七〇二）に医師一名と看護師一名が同乗し、北大東島向け那覇空港を出発した。ヘリは該

船に着船、患者を収容し、北大東島空港に着陸。待機中の飛行機（LA七〇二）に患者を移乗し、医師の治療をしつつ那覇空港に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

通じて船長から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、那覇航空基地のヘリ（MH九六〇）に医師一名と潜水士二名を同乗させ那覇空港を出発。該船に向わせた。那覇航空基地の飛行機（LA七九二）による照明弾支援のもと洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師の治療をしつつ那覇空港に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

五 平成二十年八月 奄美大島皆津崎

の南東方約七四海里で自動車運搬船の乗組員一名が口から泡を吹きぐつたりした状態になつたため、医療助言を受け、運航管理会社から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、那覇航空基地のヘリ（MH九六一）に医師一名、看護師一名と潜水士二名を同乗させ那覇空港を出発。該船に向わせた。ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師による応急治療を実施しつつ奄美空港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。



自動車運搬船から患者を吊上げ作業

六 平成二十年九月 隠岐島白島灯台か

ら北方約二〇〇海里で、かにかご漁船の乗組員一名が具合が悪い状態となり、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、美保航空基地のヘリ（MH九〇六）に医師一名、看護師一名と機動救難士二名を同乗させ美保空港を出発。該船に向わせた。ヘリは洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師の治療をしつつ隠岐空港向け搬送。隠岐空港において患者、医師等を美保航空基地の飛行機（MA八六三）に移乗し、美保空港に搬送。患者は救急車に引き継がれた。

七 平成二十年九月 犬吠埼灯台から東

方約七五〇海里で、コンテナ運搬船の乗組員一名が歯茎がはれ顔面も大きく腫れあがつたため医療助言を受け、ドイツRCから洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、巡視船「やしま」を現場に向わせるとともに巡視船「くりこま」を発動。羽田航空基地のヘリ（MH六八五）に医師二名と看護師一名を同乗させ厚木空港を出発。ヘリは「やしま」に着船し、医師等は降機。「やしま」は該船に向つ



巡視船「やしま」から患者をヘリに移乗作業

た。羽田航空基地のジェット機（LAJ

五〇〇）の支援のもと「やしま」のヘリ（MH九三二）は洋上で該船から患者を吊上げ収容し、「やしま」に輸送。患者を船内に収容し、医師による治療を実施した。その後、ヘリ（MH九三二）は患者と医師等を同乗させ「やしま」を出発。巡視船「くりこま」に到着。ヘリは燃料補給後、厚木空港に患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

八 平成二十年九月 高知県足摺岬灯台から南南東方約三一三海里で、かつお一本釣り漁船の乗組員一名が右足首等に凍傷を負つたため医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、巡視船「さつま」を現場に向わせるとともに海上自衛隊鹿屋基地に災害派遣を要請した。鹿児島空港において、海上自衛隊岩国基地の飛行艇（U S一一）に医師一名と看護師一名が同乗。該船に向つた。飛行艇は洋上で該船から患者を収容し、医師による治療をしつつ海上自衛隊鹿屋基地に着陸。鹿屋基地において海上保安庁の鹿児島航空基地のヘリ（MH九〇七）に患者を移乗し、谷山ヘリポートに患者を搬送。患者は救急車に引き継がれた。

九 平成二十年十一月 沖縄県喜屋武岬から南南東方約五八七海里で、鮪延縄漁船の乗組員一名が嘔吐、腹痛を訴えているため医療助言を受け、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は、那覇航空基地のヘリ（MH九六

二）に潜水士二名を同乗させ那覇航空基地を出発。巡視船「りゅうきゅう」に向わせた。ヘリは「りゅうきゅう」に着船し、「りゅうきゅう」は該船に向つた。巡視船「りゅうきゅう」は洋上で該船から患者を吊上げ収容し、「りゅうきゅう」に搬送。那覇航空基地のヘリ（MH九六一）に医師二名を同乗させ那覇空港を出発。「りゅうきゅう」に着船し、船内で医師による治療を開始した。ヘリ（MH九六一）は患者、医師等が同乗し、「りゅうきゅう」を出発。那覇空港に着陸。患者は救急車に引き継がれた。



医師によるヘリ機内での治療作業

（MA九五四）の支援のもと洋上で該船から患者を吊上げ収容し、医師による治療を実施しつつ南紀白浜空港に着陸。患者は救急車に引継がれた。